

【地域生活支援拠点等の整備】

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

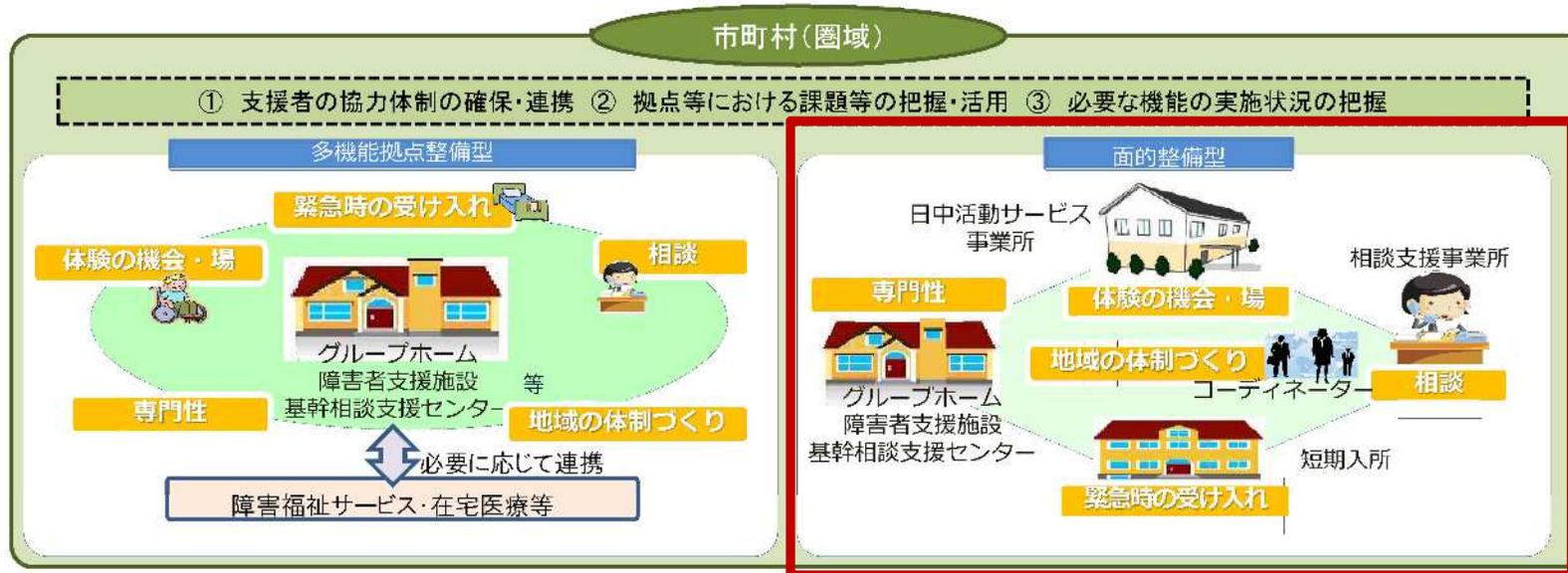
【拠点等の整備手法】

- 拠点等の整備手法として、国は、すべての機能を集約した施設を整備する「多機能拠点型」、または、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」等を示し、地域の実情に応じて整備するよう示している。
- 北区では、機能を集約した施設がない現状を踏まえ、「面的整備型」による段階的な整備を目指すこととしている。

厚労省資料

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点等とは

【地域生活支援拠点等とは】

【参考】令和4年3月
「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況
の検証及び手引き」（障害者総合福祉推進事業）

- 障害者総合支援法の基本理念
 - ・「全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること」
 - ・「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されること」
- 法の基本理念を踏まえ、入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者・障害児（以下、障害者等）が身近な地域で安心して暮らしていけるよう地域生活の支援体制の整備を進めていく必要がある。
- （課題1）障害者等やその家族が地域で安心して暮らし続けていくための緊急時の相談や短期入所等での受け入れ体制、特に、強度行動障害や医療的ケアを有する者など、より支援が必要な障害者等への対応が課題。
- （課題2）入所施設や病院からの地域移行、親元から自立しての一人暮らし等といった地域生活に向けた体験利用の機会や場の確保など、地域移行の推進も課題。
- 地域生活支援拠点等は、こうした課題に対応するため区市町村が中心となって、障害者等が安心して暮らしていくことができる地域の支援体制の整備を目的としている。

地域生活支援拠点等の趣旨・期待される役割等（イメージ）

必要な機能等：①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場の確保、
④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり

【参考】令和4年3月
「地域生活支援拠点等の
機能充実にに向けた運用状況の
検証及び手引き」
(障害者総合福祉推進事業)

背景・趣旨

- ・ 重度化・高齢化への対応や、親亡き後も見据えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図り、安心して生活することができる地域体制の構築

期待される役割

(1) 地域生活における安心の確保

- ・ 緊急時の相談や短期入所等の受入・対応体制を整備することにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える

(2) 地域生活への移行・継続の支援

- ・ 入院施設や病院、親元からのグループホームや一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制の整備

※拠点等には、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、区市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる機能の整備が期待される

備えるべき機能

- ① **相談**（緊急時の相談）
- ② **緊急時の受け入れ・対応**
- ③ **体験の機会・場の確保** ※親元からの自立、施設・病院からの地域移行ニーズの把握・利用へつなげる
- ④ **専門的人材の確保・養成** ※グループホームや短期入所等における重度障害・医療的ケア等に対応できる人材
- ⑤ **地域の体制づくり**

地域生活支援拠点等の整備（北区①）

【地域生活支援拠点等の整備の計画】

- 北区は、国の指針に基づき、第6期北区障害福祉計画において、令和5年度末までに地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを目標に掲げている。

【東京23区の状況】令和4年3月31日現在

- 整備済み 15区（面的整備型7区、多機能型2区、面的+多機能型5区、その他1区）
- 整備中 8区（北区を含む）

【北区における整備の状況①】

- 令和3年3月に、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、重度障害者グループホーム「らららたきのがわ」が開設し、面的な体制整備を開始した。
- 令和4年度からは、「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」が、緊急時の受入れや地域での体験宿泊を提供するための居室を新たに整備し、拠点等の機能を担っている。

（区内 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

法人名「事業所名」所在地	担う機能（主な対象者）
社会福祉法人 さざんかの会 「らららたきのがわ」 滝野川3-53-10	②緊急時の受入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 （身体障害者、知的障害者、精神障害者）
社会福祉法人 晴山会 「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」 西ヶ原4-51-1	②緊急時の受入れ・対応 ③体験の機会・場 （身体障害者、知的障害者、障害児）

地域生活支援拠点等の整備（北区②）

【北区における整備の状況②】

- 令和3年3月の重度障害者グループホーム「らららたきのがわ」の開設、令和4年度からの「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」における緊急時の受入れや地域での体験宿泊を提供するための居室の新たな整備のほか、北区においては、従来から、地域生活支援拠点等の機能を担ってきた機関や事業・取組がある。

機能	内容
①相談	<ul style="list-style-type: none">障害相談係（王子・赤羽）、滝野川地域障害者相談支援センター、障害者基幹相談支援センター、障害者地域活動支援室（支援センターきらきら）の5か所で、障害者の総合相談・専門相談を実施緊急事態等に必要なサービスの相談支援やコーディネート相談支援事業所との連携強化、困難事例への支援
②緊急時の受入れ・対応	<ul style="list-style-type: none">短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保（障害者（児）緊急一時保護事業）
③体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none">短期入所居室を使用して、地域移行に向けた体験宿泊、親元からの自立のための体験宿泊を実施
④専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none">障害者の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成する研修等の機会を確保
⑤地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none">サービス提供体制の確保（施設の整備誘導）地域の社会資源の連携体制の構築自立支援協議会における報告、検討

地域生活支援拠点等の整備（北区③）

【地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出】

- 区ごとに、地域生活支援拠点等の「地域の体制づくり」を強化する観点から、5つの機能の一部を担う区内の各事業所について、運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを区に届け出る運用を行っている。（さらに、地域生活支援拠点等として位置づけられていることを東京都に届け出ることで、障害福祉サービス報酬について所定の加算の算定が可能となる。）※北区では未整備

地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
 平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
 （全国：1,718市町村、352 圏域）

【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
 - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）等

【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を単点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
 - ・ 緊急短期入所受入加算（I） 120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
 - ・ 体験利用支援加算 300単位/日 > 500単位/日（初日から5日目まで）
 +50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
 - ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位/日（休制加算） 等

【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
 - ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回限度）



平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について（厚労省資料）

地域生活支援拠点等の整備（北区④）

【今後の予定】

- 今後、北区においても、令和5年度中に「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出」体制を整えることも検討して、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所等を確保し、令和5年度末までに、自立支援協議会において「地域生活支援拠点等の整備」完了を報告する。
- さらに、その後においても、緊急時を想定した体制の整備を中心に、5つの機能の視点で不十分な機能について、自立支援協議会や各専門部会において検討し、地域の実情をみながら段階的に機能をブラッシュアップしていく。

（参考）地域生活支援拠点等について（パンフレット）第2版（平成31年3月）（厚労省）

Q3：拠点等の必要な機能は何ですか？ また、整備がなされたか否かはどう判断すればいいですか？

- 拠点等の整備に当たっては、支援困難な障害児者の受け入れを前提として、既に地域にある機能を含め、原則、次の5つの機能全てを備えることとしますが、地域の実情を踏まえ、必要な機能の判断は最終的に市町村（特別区を含む。）が行うこととします。
- また、機能の内容の充足の程度についても、各地域の実態に応じて市町村が判断することとします。
 - ① 相談
 - ② 緊急時の受け入れ・対応
 - ③ 体験の機会・場
 - ④ 専門的人材の確保・養成
 - ⑤ 地域の体制づくり

文京区の状況（区HPから抜粋）地域生活支援拠点等：整備中（令和4年3月31日現在）

【地域生活支援拠点】

地域生活支援拠点は、区が設置する障害者等の総合相談窓口

主な業務内容

- ・総合相談
相談支援の関係機関との調整や困難事例について、障害者基幹相談支援センター等と連携して対応
- ・地域の体制づくり
地域の関係機関と連携の充実を図り、地域ネットワークづくりを推進します

拠点の体制と運営

地域生活支援拠点には、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門資格を持った職員を配置し、障害者に対するサービスのコーディネートなど総合的な支援を行います。

開設日	開設時間
月曜日～金曜日（土日祝・年末年始はお休みです）	10時00分～17時30分

地域生活支援拠点一覧（4地区） ※所在地・電話は省略

元富士生活あんしん拠点（元富士地区地域生活支援拠点）

駒込生活あんしん拠点（駒込地区地域生活支援拠点）

富阪生活あんしん拠点（富阪地区地域生活支援拠点）

大塚生活あんしん拠点（大塚地区地域生活支援拠点）

【文京区障害者基幹相談支援センター】

- ・実施方法 文京区が社会福祉法人復生あせび会と社会福祉法人文京槐の会の共同事業体に委託実施
- ・開所日時 月曜日から土曜日（日曜日、祝日、年末年始を除く）
午前9時から午後6時まで※土曜日は午後5時まで（時間外は電話にて対応）

台東区の状況①（区HPから抜粋）地域生活支援拠点等：整備済み（面的整備型）

【地域生活支援拠点について】

台東区では従来、地域生活支援拠点等の機能を担ってきた区内の複数機関を、構成機関として位置付け、地域生活支援拠点等としています（「面的整備型」による整備）。

台東区における地域生活支援拠点等の構成機関

1. 相談支援機能

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、区内の相談支援事業者に対する指導助言や人材育成などの後方支援機能を担う基幹相談支援センターと、休日や夜間も含めた緊急時の対応や相談等を行う安心生活支援事業を運営しています。

対象	運営法人・団体	名称
身体・知的	台東区	松が谷福社会館（障害者自立支援センター）
	社会福祉法人 清峰会	障害者支援施設浅草ほうらい
精神	特定非営利活動法人 台東メンタルコミュニティ	精神障害者地域生活支援センターあさがお

2. 緊急時の受け入れ・対応

以下の施設において、障害児（者）の介護者が急な入院等で不在になった場合に一時的な宿泊場所を確保し支援を行うショートステイ事業を行っています。

対象	運営法人・団体	名称
身体・知的	社会福祉法人 台東つばさ福祉会	たいとう寮
	社会福祉法人 清峰会	障害者支援施設浅草ほうらい
精神	特定非営利活動法人 台東メンタルコミュニティ	チェリーハウス

台東区の状況②（区HPから抜粋）地域生活支援拠点等：整備済み（面的整備型）

3.体験の機会・場の確保

以下の施設で、地域社会での自立生活をめざす障害者に一定期間居室を提供し、日常生活の支援を行っています。

対象	運営法人・団体	名称
身体・知的	社会福祉法人 台東つばさ福祉会	たいとう寮
	社会福祉法人 清峰会	障害者支援施設浅草ほうらい
精神	特定非営利活動法人 台東メンタルコミュニティ	チェリーハウス

4.専門的人材の確保・育成

障害福祉サービス等の利用者に対し、より良いサービスを提供するため、サービスを担う職員の資質向上と福祉人材の確保に向けた取り組みを実施しています。

名称	概要
松が谷福祉会館 （障害者自立支援センター）	基幹相談支援センター事業として、区内の相談支援事業者に対する指導助言や人材育成などを担う。
障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護従事者養成研修 ・知的障害者ガイドヘルパー養成研修 ・同行援護従事者養成研修 ・手話講習会（手話通訳者の養成）
保健予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉相談研修会
介護保険課(台東区社会福祉事業団)	<ul style="list-style-type: none"> ・台東区介護就職フェア（人材確保事業として実施）※台東区社会福祉事業団委託

5.地域の体制づくり

地域生活支援拠点等の機能の運用について適宜検証・検討を行い、ショートステイの整備や相談機能の充実等により、地域生活支援拠点等を構成する各機能の充実を図っていきます。

名称	概要
障害福祉課	障害者地域自立支援協議会の実施 ※毎月開催している部会等、地域関係者が集まる場で地域生活支援拠点等の運営について、ご意見をいただき、地域生活支援拠点等の検証を行っています。

荒川区の状況① (区HPから抜粋) 地域生活支援拠点等：整備済み（面的整備型）

【荒川区における地域生活支援拠点等事業】

荒川区では、5つの機能の一部を担う事業所等を地域生活支援拠点等を構成する「拠点機能事業所」として認定し、整備しています（面的整備）。

■ 荒川区地域生活支援拠点等事業 拠点機能事業所一覧

令和3年6月14日現在 （次頁へ続く）

	事業所名	運営法人等	サービス等	担う機能				
				相談	緊急時の受入れ・対応	体験の機会・場の提供	専門的人材の確保・養成	地域の体制づくり
1	荒川区障害者基幹相談支援センター	(一社) リティオ	基幹相談支援センター	●			●	●
2	荒川区精神障害者相談支援事業所（コンパス）	(一社) リティオ	地域生活支援事業[相談支援]	●				
3	相談支援センターあらかわ	(一社) リティオ	特定相談支援	●				●
			障害児相談支援	●				●
			自立生活援助		●			
			地域移行支援、地域定着支援	●	●	●		
4	荒川区立精神障害者地域生活支援センター（支援センターアゼリア）	(社福) トラムあらかわ	特定相談支援	●				●
			障害児相談支援	●				●

荒川区の状況② (区HPから抜粋) 地域生活支援拠点等：整備済み (面的整備型)

(前頁から続く) ■ 荒川区地域生活支援拠点等事業 拠点機能事業所一覧

令和3年6月14日現在

	事業所名	運営法人等	サービス等	担う機能				
				相談	緊急時の受入れ・対応	体験の機会・場の提供	専門的人材の確保・養成	地域の体制づくり
5	荒川区立障害者福祉会館 (アクロスあらかわ)	(社福) 荒川区社会福祉協議会	特定相談支援	●				●
			障害児相談支援	●				●
6	スクラムあらかわ	(社福) すかい	短期入所		●			
			共同生活援助			●		
			地域生活支援事業 (相談支援)	●				
7	グループホームひぐらし	(一社) オフィスサプライ	共同生活援助		● 緊急一時保護	●		

【地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出】

荒川区では、地域生活支援拠点等の機能を強化する観点から、運営規程に各種機能を実施することを規定し、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを区に届出いただくことで、「拠点機能事業所」として認定しています。

届出に必要な書類

- ・荒川区地域生活支援拠点等認定等申請書
- ・地域生活支援拠点等の機能を担う旨を規定した運営規程

【荒川区障害者基幹相談支援センター】※注釈 業務運営は一般社団法人ソラティオに委託しています。

開所時間 午前8時30分から午後5時15分まで ※注釈 土日祝日・年末年始は休み